

◆◆◆毒物劇物取扱責任者変更届（販売業・業務上取扱者）について◆◆◆

◎毒物劇物取扱責任者を変更したときは、次の書類を添えて変更日より 30 日以内に届け出る必要があります。（毒物及び劇物取締法第 7 条）

◎提出部数：1 部（写しを取って控えを保管してください。）

1. 毒物劇物取扱責任者変更届に必要な書類

①毒物劇物取扱責任者変更届（毒物及び劇物取締法施行規則別記第 9 号様式）

②毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し

※資格を証する書類は必ず事業者の責任で原本を確認し、写しの余白部分に「原本と相違ない」旨を記載してください。

詳細については「3. その他の添付書類の留意点(1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し」を確認してください。

③毒物劇物取扱責任者の診断書

④毒物劇物取扱責任者の誓約書

⑤使用関係証書又は雇用契約書の写し

2. 毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点

（1）業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農薬用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。

また、業務上取扱者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令（以下令という。）第 41 条第 1 号（電気めっきを行う事業）、令第 41 条第 2 号（金属熱処理を行う事業）、令第 41 条第 3 号（毒物又は劇物の運送の事業）、令第 41 条第 4 号（しろありの防除を行う事業）の別を記載すること。

（2）登録番号及び登録年月日は登録票を確認のうえ、正確に記載すること。

登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。

ただし、業務上取扱者にあつては、登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。

（3）店舗の所在地及び名称は登録票をよく確認の上記載すること。

業務上取扱者にあつては、以前に提出した業務上取扱者届書に記載したとおり記載すること。

（4）毒物劇物取扱責任者の住所は現住所を記載すること。

（5）変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄上段

次の区分により「法第 8 条第 1 項第○号」と記載すること。また、（ ）内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般／農薬用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載すること。

①法第 8 条第 1 項第 1 号……薬剤師

②法第 8 条第 1 項第 2 号……応用化学等の卒業者

③法第 8 条第 1 項第 3 号……知事の行う試験の合格者

（6）変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄中段

毒物劇物取扱責任者の生年月日を記載すること。

(7) 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄下段

毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲むこと。有の場合は、その内容も記載すること。

(8) 変更年月日は、変更が生じた年月日を記載すること。

(9) 届出年月日は、提出年月日を記載すること。

(10) 届出者の住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載すること。

(11) 届出者の氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

3. その他の添付書類の留意点

(1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し

※資格を証する書類は必ず事業者の責任で原本を確認し、写しの余白部分に「原本と相違ない」旨を記載してください。

＜毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類＞

(ア) 法第8条第1項第1号に該当する者にあつては、薬剤師免許証

(イ) 法第8条第1項第2号に該当する者にあつては、次の(a)～(f)の区分のとおり。

(a) 大学等において応用化学に関する学課を修了した者にあつては卒業証明書又は卒業証書

・薬学部

・理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る。）、生物化学科等

・農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

・工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

(b) 上記(a)以外で化学に関する授業科目（当該分野に関する講義、実験及び演習）の単位数が、必須科目・選択科目等合わせて28単位以上修得している又は必須科目の単位中50%以上である学科を修了した者にあつては、卒業証明書又は卒業証書、及び単位修得証明書

(化学に関する授業科目)

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

(c) 高等専門学校工業化学科、又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者にあつては卒業証明書又は卒業証書。ただし、学科名により判断できない場合には、化学に関する

科目（(b)を準用）を28単位以上修得していること。この場合、単位修得証明書も必要。

- (d) 専門課程を置く専修学校（専門学校）において、化学に関する科目（(b)を準用）を25単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては卒業証明書又は卒業証書、及び単位修得証明書
- (e) 高等学校において、化学に関する科目（(b)を準用）を25単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証明書又は卒業証書、及び単位修得証明書
- (f) 大学院において、応用化学に関する研究科（(a)、(b)を準用する。なお、(b)を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算可）を修了した者にあつては修了証明書又は修了証書。ただし、(b)を準用する場合には、単位修得証明書も必要。
- (ウ) 法第8条第1項第3号に該当する者にあつては、毒物劇物取扱者試験の合格証

(2) 診断書

- (ア) 「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない」ことが診断されていること。
- (イ) 発行後3ヶ月以内のものであること。
- (ウ) 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

(3) 毒物劇物取扱責任者の誓約書

毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。ただし、毒物劇物取扱者責任者設置届を用いて必要事項が記載されている場合は省略可。

(4) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証書又は雇用契約書の写し

- (ア) 使用関係証書等には次に掲げる項目が記載されていること。

①勤務時間 ②休日 ③当該店舗(事業場)で毒物劇物取扱責任者として専任する旨

- (イ) 雇用主及び責任者両名の記載がされていること。

なお、雇用主が法人の場合は、法人の名称及び代表者名を記載すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。」

1. 勤務時間……

2. 休日……

3. 当該店舗(事業場)において毒物劇物取扱責任者として専任する。

4. 添付書類の省略

毒物及び劇物取締法等の規定による申請又は届出の際に添付すべき書類について、当該申請等以前に同一申請(届出)者が同一書類を毒物及び劇物取締法又は医薬品医療機器等法に係る書類として既

に本市に提出されている場合は、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

(1) 添付書類を省略できない場合

- ・登録期限切れにより、新たに登録申請する場合。
- ・当該書類を添付した申請等に係る登録店舗等を廃止してから 30 日を超えて申請する場合。
- ・毒物劇物に関する業務を本市で継続して実施していない場合。

(2) 省略できる添付書類と条件

- ・毒物劇物取扱責任者の添付書類（資格を証する書類の写し、診断書、誓約書、使用関係証書又は雇用契約書の写し）
 - ア) 市内にある毒物劇物販売業の毒物劇物取扱責任者が異動して、市内にある同一経営者の他の毒物劇物販売業の毒物劇物取扱責任者になった場合（使用関係証書又は雇用契約書の写しは除く）。

(3) 添付書類を省略する場合の備考欄への記載事項

当該書類を提出した店舗の名称、許可(登録)番号、申請(届出)の年月日及び添付を省略する書類の種類（資格を証する書類等）を記載してください。

別記第 9 号様式（第 5 条関係）

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別			
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日			
店 舗 （ 事 業 場 ） の 所 在 地 及 び 名 称	(電話)		
変 更 前 の 毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
変 更 後 の 毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
変 更 後 の 毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 の 資 格	法第 8 条第 1 項第 号 ()		
	法第 8 条第 2 項第 1 号		生年月日 年 月 日生
	者 毒 の 物 欠 劇 格 物 事 取 項 扱 責 任	法第 8 条第 2 項第 4 号 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していないこと。	無 有 ()
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日 住所 (法人にあっては主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあってはその名称
及び代表者の氏名)

豊中市長 殿

[連絡先] 担当者名 :
電話番号 :

誓 約 書

豊中市長 様

年 月 日

住 所

氏 名

私は毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号に該当しないことを誓約いたします。

(参考)

毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号

毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処され、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

使 用 関 係 証 書

下記のとおり、使用関係にあることを証します。

記

- 1 勤務場所 店舗（事業場）名称
.....
店舗（事業場）所在地
.....
- 2 勤 務 時 間 午前 時 分 から 午後 時 分まで
- 3 休 日
- 4 そ の 他 被用者は毒物及び劇物取締法第7条の規定により、上記店舗（事業場）専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行います。

年 月 日

使 用 者
住 所
氏 名

被用者（取扱責任者）
住 所
氏 名

豊中市長 殿

診 断 書

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
上記の者について、下記のとおり診断します。 1. 精神機能の障がい(下記の□にチェックを付けること) ☐ 明らかに該当なし ☐ 専門家による判断が必要 専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況(できるだけ具体的に記載して下さい。(注1)) 2. 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない。			
診断年月日	年 月 日		
病院、診療所又は介護老人保健施設等の 名 称 所在地 Tel. () (注2) 医 師 の 氏 名			

(注1) 精神機能の障がいの程度・内容により、許可(登録、免許、指定、届出)された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書き下さい。

(注2) 必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障がいの程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載して下さい。